

日本実験動物技術者協会東海北陸支部規約

名称

- 第1条 この会は、日本実験動物技術者協会東海北陸支部（以下本会）という。
2. 本会は、日本実験動物技術者協会（以下本部とよぶ）規約第11条及び、本部運営規程第5条に定める支部とする。

事務局

- 第2条 本会は、事務局を事務局長所属機関内に置く。

目的

- 第3条 本会は、実験動物技術者における実験動物に関する知識・技術、並びに技術者としての資質及び地位の向上に努め、もって生物学・医学・薬学等における実験動物に関わる学術的発展に寄与することを目的とする。

事業

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 会員相互における知識および技術の交流
 - (2) 技術者の地位の向上を図るための事業
 - (3) 関連機関との交流および情報の交換・資料の収集
 - (4) 会誌その他出版物の発行
 - (5) 実験動物技術に関する講演および講習会の開催
 - (6) その他必要と認める事業

会員

- 第5条 会員は個人会員、賛助会員とする。
2. 個人会員はすべて本部に登録され、本会を構成し、実験動物ならびに実験動物に関わる業務に従事し、かつ本会の主旨に賛同する個人（学生を含む）とする。
 3. 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、本会を賛助する法人または団体とする。
 4. 本会の主旨に賛同し、本会の個人会員になろうとするものは、本部事務局で手続きを行うものとする。
 5. 本会の主旨に賛同し、本会の賛助会員になろうとする法人または団体は、本会事務局へ賛助会員の手続きを行うものとする。
 6. 会費は、個人会員は本部の定めるところとし、賛助会員は本会を維持するための所定会費を一口以上本会へ支払うものとする。
 7. 個人会員は、本部事務局への手続きにより退会することができ、賛助会員は本会事務局への手続きにより退会であることができる。
 8. 賛助会員の期限は1会計年度とする。
 9. 次の場合は脱会したものとすることができる。
 - (1) 1年会計年度以上会費未納の場合

(2) 死亡またはそれに準ずる場合。

10. 個人会員は本会役員の選出に関わる被選挙権を有する。

役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名 (本部支部長理事兼務)
- (2) 副支部長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名

2. 日本実験動物技術者協会運営規程に基づく本部評議員は、本会の役員において兼務する。

第7条 役員及び監査、本部評議員は本会通常総会において選任する。

2. 役員及び監査について、候補者選出が必要な場合は役員選出委員会にて選出を行う。

3. 役員選出委員会は役員候補者選出にあたり選挙が必要な場合の選挙管理を行い、それを本会通常総会に付託する。

職務

第8条 役員の職務は次のようにする。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障が生じた場合、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の業務を執行する。
- (4) 監査は、会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 本会にて選出した本部評議員は、本部総会評議員会を構成し、本部総会提出議案等を検討する。

任期

第9条 役員及び本部評議員の任期は、本会通常総会から2年後の本会通常総会までとし、本会支部長の任期をすべての役員・監査・本部評議員の任期とする。支部長代行においては、引き継いだ支部長の任期とする。再任を妨げない。

会議

第10条 会議は総会及び役員会とし、支部長が招集する。

2. 役員会は、次の者で構成される。

- (1) 東海北陸支部役員
- (2) 支部長が特に認めた者

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回開催する。

3. 臨時総会は支部長が必要と認めたとき、開催する。

4. 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 歳入歳出予算および決算の承認
- (3) 本会規約の改正
- (4) その他重要事項

第12条 役員会は支部長が必要と認めたとき、支部長が招集する。

2. 役員会は、次の事項について決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) その他、本会運営の重要事項

財務

第13条 本会の運営に必要な経費は、本部補助金および賛助会費、参加費等をあてる。

第14条 本会は講習会や研究会等の事業を行う際、参加費を徴収し事業の運営に充てることが出来る。

第15条 本会の会計年度は本部規約に依る。

その他

第16条 本会規約の改正手続きは役員会に過半数と総会における過半数の同意を要するものとする。

第17条 本会は、事業を遂行するために必要な備品を所有することが出来る。

第18条 その他本会規約は本部規約に準ずる。

附則

第19条 本規約は、平成27年4月1日より施行する。